

事務連絡
令和4年5月6日

地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

自動車局安全政策課長

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したので、参考までに送付する。

本件を踏まえ、貴局においても、運行管理者講習等様々な機会を捉えて周知徹底を図られたい。

事 務 連 絡
令和 4 年 5 月 6 日

公益社団法人日本バス協会理事長 殿

国土交通省自動車局安全政策課長

乗務中の携帯電話・スマートフォンの使用禁止の徹底について

事業用自動車の安全確保の徹底につきましては、機会あるごとに注意喚起しているところですが、先月 28 日、高速乗合バス運転者が運転中にスマートフォンを操作し、乗客より注意を受けるといふ事案が発生いたしました。

事業用自動車の運転者、特に多数の旅客の命を預かるバス事業者においてこのような安全を軽視する行為を行ったことは極めて遺憾であります。

輸送の安全の確保は、自動車運送事業者の最大の使命であり、これまでも「事業用自動車総合安全プラン 2025」に基づき、様々な取組みを実施してきたところですが、改めて乗務中のスマートフォンの操作の禁止について徹底するとともに、同種事案の再発防止に努めていただくよう、貴傘下会員に対して周知徹底をお願いいたします。

以 上